宮古市新里学童の家
指定管理者募集要項

宮　古　市

目　　次

宮古市新里学童の家指定管理者募集要項

1　施設の名称及び所在地・・・

宮古市新里学童の家指定管理者募集要項

宮古市（以下「市」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 220 号。以下「手続条例」という。）及び宮古市学童の家条例（平成 17 年宮古市条例第 98 号。以下「学童の家条例」という。）第８条の規定に基づき、宮古市新里学童の家の指定管理者を募集します。

記

１　施設の名称及び所在地

⑴　名　称　　宮古市新里学童の家

⑵　所在地　　宮古市刈屋第 11 地割 53 番地３

２　施設の設置目的

学習及び遊びの指導を通じて日々保護に欠ける児童の健全な育成を図ることを目的とする。

３　施設の概要等

⑴　建設時期　　平成 29 年２月

⑵　構　　造　　軽量鉄骨造平屋建

⑶　建物面積　　延床 99.37 ㎡、建築 102.68 ㎡

⑷　内　　容　　学童保育室、静養室、トイレ ほか

施設平面図は資料３のとおり

⑸　定　　数　　50 人

４　指定管理者が行う業務

⑴　学童の家条例第９条に規定する業務

ア　学童の家条例第１条に規定する学童の家の設置の趣旨に資する事業の実施に関すること。

イ　学童の家条例第３条第２項及び第４条の入館の許可に関すること。

ウ　学童の家条例第５条の入館の解除及び停止に関すること。

エ　学童の家の施設及び設備の維持管理に関すること。

オ　学童の家の清潔の保持その他環境整備に関すること。

カ　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

⑵　宮古市新里学童の家指定管理者業務仕様書（資料１）記載の業務

⑶　災害発生時の対応

新里学童の家は、宮古市地域防災計画における「指定避難所」に指定はされていませんが、

地震、風水害等の災害発生時には、協力を求める場合があります。

5　指定期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの５年間

この期間は、宮古市議会での議決により決定します。なお、手続条例第６条の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部を停止することがあります。

6　指定管理経費等

⑴　指定管理料の上限額

各年度の指定管理料の上限額は下表（消費税及び地方消費税を含む。）のとおりとし、提案価格がこの金額を超える場合は、審査の対象となりません。なお、上限額は予算の議決により変更となることがあります。

年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
上限額（千円）	9,488	9,872	10,164	10,420	10,647

⑵　管理経費

管理経費は、人件費、業務管理費等の合算額とします。管理経費の積算に当たっては、仕様書のほか関係資料を参考としてください。

⑶　直近３年の指定管理料（参考）

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
指定管理料（年間）	7,176,000 円	7,176,000 円	7,176,000 円

※⑴、⑶の指定管理料には、「障がい児対応職員加配」は含まれていません。

7　申請資格

⑴　宮古市内に主たる事務所を有する法人（社会福祉法人、社団法人、学校法人及び社会福祉を目的とした特定非営利活動法人）又は団体（以下「団体等」という。）であること。

⑵　応募しようとする者が、次のいずれかに該当するときは、応募することができない。

ア　団体等が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４（第１項第３号を除く。）（政令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。）の規定により本市における入札参加を制限されているとき。

イ　団体等が地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定により指定管理者の指定の取消等を受けたことがあるとき。

ウ　団体等の代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過していないとき。

エ　団体等又はその代表者が直近の２年度分の宮古市に納付すべき税等を滞納しているとき。

オ　団体等が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしているとき。

カ　団体等又は団体等の代表者、役員若しくはその使用人が宮古市暴力団排除条例（平成 28 年宮古市条例第 36 号）第９条第１項に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」とい

う。）であるとき。

キ　排除措置対象者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあるとき。

8　募集要項の公表等

⑴　募集要項等の公表及び入手方法

ア　公表期間　令和８年 11 月 16 日（月）から令和８年 12 月 16 日（水）午後４時まで

イ　入手方法

宮古市公式ホームページから関係書類一式をダウンロードしてください。

https://www.city.miyako.iwate.jp/gyosei/soshiki/kodomokatei_center/3/1_1/11578.html

※インターネットからのダウンロードが困難な場合は、担当窓口にて直接配布します。

（閉庁日を除く午前９時から午後４時まで）

【担当窓口】

宮古市保健福祉部こども家庭センター保育係

〒027－8501 宮古市宮町一丁目１番 30 号

電話：0193－68－9088

メールアドレス：kodomo@city.miyako.iwate.jp

※郵送による配布は行いません。

⑵　募集要項に対する質問方法等

ア　質問方法

質問書（様式第５号）を作成の上、【提出先】へ電子メール（または【担当窓口】）にて提出してください。

※メール件名は「【質問書】宮古市新里学童の家指定管理者公募（団体名）」としてください。

また、電話、ファックス、口頭による質問は受け付けません。

【提出先】

宮古市保健福祉部こども家庭センター保育係

メールアドレス：kodomo@city.miyako.iwate.jp

【担当窓口】

宮古市保健福祉部こども家庭センター保育係

〒027－8501 宮古市宮町一丁目１番 30 号

イ　受付期間

募集開始日から令和８年 11 月 30 日（月）午後４時まで必着

ウ　回答

令和８年 12 月７日（月）までに、質問の内容及び回答は、質問者へお知らせするほか、宮古市ホームページに掲載します。なお、質問内容が質問者独自の提案やノウハウに関わると市が判断した場合は、当該質問者のみに電子メールで直接回答し、全体への公表は行いません。

9　申請に関する事項

⑴　申請書類

ア　宮古市公の施設指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　申請資格を有していることを証明する書類

(ｱ) 登記事項証明書

(ｲ) 定款又は寄附行為

(ｳ) 申請資格に係る申立書（様式第４号）

(ｴ) 団体等の経営状況が確認できる書類

a　直近過去３年の収支損益計算書又はこれに相当する書類

b　直近過去３年の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

(ｵ) 団体等の活動状況が確認できる書類

a　事業報告書

b　役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(ｶ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要が分かる書類

⑵　提出方法

⑴で示した書類を、原則電子データで【提出先】へ提出してください。また、データでの提出が困難である書類については、１部を【担当窓口】へ提出してください。

【提出先】

宮古市保健福祉部こども家庭センター保育係

メールアドレス：kodomo@city.miyako.iwate.jp

【担当窓口】

宮古市保健福祉部こども家庭センター保育係

〒027－8501 宮古市宮町一丁目１番 30 号

⑶　申請受付期間等

募集開始日から令和８年 12 月 16 日（水）午後４時まで

10　選定項目及び選定基準

選定項目及び選定基準は、手続条例第３条第１項の規定を基本とし、次表のとおりとします。

選定項目	選定基準	配点
住民の平等利用が確保されること。	学童の家の管理・運営の基本的な考え方に偏りがないか	5
	児童及び保護者の利用に平等性が確保されているか	5
事業計画が当該公の施設の設置目的を実現するためにふさわしいものであること。	事業計画は、次の点において具体的かつ現実的で、創意工夫や積極性があるものとなっているか ・保護者、家庭、学校との連携 ・相談（保護者、児童等）への対応 ・児童の安全管理、安全指導 ・児童の情操を豊かにする指導	10

	・児童の自主性、社会性及び創造性の向上 ・児童の健全育成上必要な活動としての独自企画、提案	
	おたより等による広報活動は十分か	5
事業計画書の内容が学童の家の効用を最大限に発揮させるものであること。	利用者の苦情、意見、要望等を把握し、それに対する改善方策がとられているか	5
	職員研修の計画等、サービスの維持及び向上のための方策がとられているか	5
	施設の管理運営の内容は現実的か。また、自己評価や改善に結びつける方策がとられているか	5
事業計画が効果的かつ効率的な施設管理を実現するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。	管理運営に支障が生じない範囲で、現実的な経費の見積がなされているか	10
	効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか	10
申請者が事業計画書に沿った施設の管理を行うために必要な物的かつ人的な能力を有していること。	団体等の財政状況は健全か	5
	類似施設の管理運営実績はどうか	5
	職員の採用、確保、配置計画は適正か（防火管理者、危険物取扱者の有資格者の有無、業務シフトの体制等）	10
	適正な労働条件が確保されているか	5
個人情報の保護が図られていること。	個人情報を取り扱う業務を把握し、それに対する管理体制が図られているか（職員への周知、書類の保管、利用の適正性）	5
安全管理、緊急時の対応方法が整っていること。	事故、不祥事防止などを含む日常的な危機管理方法が整っているか。また、天災をはじめ利用者にとって危険な場面を想定し、その対応方法と責任体制が明確になっているか	5
	天災をはじめ利用者にとって危険な場面を想定し、その対応方法と責任体制が明確になっているか	5
合計点数		100

※点数が 60 点未満の場合は、指定管理者候補者としません。

※採点は、「優れている」「やや優れている」「普通」「やや劣っている」「劣っている」の５段階評価を基本とします。配点５の場合は、順に５点（優れている）、４点（やや優れている）、３点（普通）、２点（やや劣っている）、１点（劣っている）の評価となり、配点 10 の場合も同様の考え方となります。

11　選定の方法等

候補者の選定方法等は、次のとおりです。

⑴　選定方法

宮古市指定管理者運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、申請書類の審査及び

申請者によるプレゼンテーション（非公開）を経て、前記の「選定項目及び選定基準」に基づき候補者の審査を行い、最も高い点数を得た団体を候補者とします。なお、プレゼンテーションについては、申請状況や申請者の過去の実績等を総合的に勘案して省略する場合があります。

運営委員会の実施日は、別途お知らせします。

候補者は、宮古市経営会議への報告を経て、正式に候補者として議会に上程します。

なお、選考の結果、指定管理者として相応しい団体が無いと認められる場合、該当者なしとすることがあります。

⑵　選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和９年１月下旬を目途に申請者に文書で通知します。

なお、選定結果については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく訴えの提起をすることができません。

⑶　指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体等については、市議会定例会令和９年３月定例会議における議決を経て指定管理者として指定する予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての選定を取り消すことがあります。この際、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

⑷　仮協定書の締結

市が指定管理者の候補者を選定したときは、市議会へ指定の議案を提出する前に、仮協定を締結します。仮協定書には、管理に関する細目的事項等が定められ、市議会の議決を経た後に協定としての効力が生じます。

協定で定める主な事項は、次のとおりです。

ア　指定期間に関する事項
イ　管理の基準に関する事項
ウ　業務の範囲に関する事項
エ　管理費用に関する事項
オ　業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
カ　毎年度終了後、市に提出する事業報告に関する事項
キ　損害賠償、リスク分担等に関する事項
ク　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
ケ　原状回復に関する事項
コ　関係諸法令の遵守に関する事項
サ　モニタリングに関する事項

12　管理運営に要する経費等

⑴　指定管理料

ア　施設の管理運営に関する一切の費用は、市が支払う指定管理料をもって充てるものとします。

イ　指定管理料の提案価格は、収支予算書（様式第３号）に記載してください。選定の際の提

案価格の審査は、令和９年度から令和 13 年度までの提案価格の合計額で行います。

ウ　施設の管理運営に関する経費は宮古市新里学童の家経費等実績（資料４）を、施設の利用状況は宮古市新里学童の家利用実績（資料５）を参考として積算してください。

エ　指定管理料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を 10%で算定してください。指定管理期間中に消費税率の増減があった場合の指定管理料の額については、市及び指定管理者が協議することとします。

オ　指定管理料は、予算の範囲内で指定管理者と協定を締結し、支払います。このため、指定管理料の金額は、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。

カ　２年度目以降の指定管理料は、初年度の指定管理料を基本とし、年度ごとに市と指定管理者が協議のうえ、協定により決定します。

キ　指定管理料の支払方法は、分割払とし、時期・金額等の詳細については、市と指定管理者との協議により協定で定めます。

ク　指定期間中の物価変動、金利変動等に伴うリスク分担は、仕様書に示すリスク分担表を基本としますが、当該リスク分担表の内容は、基本協定の締結前に市と指定管理者が協議のうえ、決定するものとします。

⑵　修繕・改修等

ア　管理施設の大規模な修繕等に係る経費（指定管理者の故意又は重大な過失によるものを除く。）については市の負担とし、日常の管理業務で発生する軽微な修繕等については指定管理者の負担を基本としますが、市と指定管理者が協議のうえ、基本協定により定めます。

イ　修繕等により生じた更新施設等は、すべて市に帰属するものとします。

ウ　施設の主な修繕履歴は、宮古市新里学童の家修繕履歴（資料６）のとおりです。

⑶　事故・火災等

ア　施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、市の負担とします。

イ　指定管理者の故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者は、市が必要と認める賠償保険に加入するものとします。

⑷　行政財産の目的外使用について

指定管理者が自らの提案に基づいた自主事業を行うに当たっては、宮古市行政財産の使用の許可に関する規則（平成 17 年宮古市規則第 64 号）の規定に基づく行政財産の使用の許可を受ける必要があります。

⑸　その他の事項については、協定により定めるところによります。

13　その他

⑴　申請に関して必要となる費用は、すべて申請団体等の負担とします。

⑵　申請に当たって提出した書類の申請期限後における差替え及び再提出は認めません。なお、申請書類に不足があった場合は、提出を求めることがあります。

⑶　申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

⑷　申請書類は、宮古市情報公開条例（平成 17 年宮古市条例第 11 号）に定めるところにより公開されることがあります。

⑸　次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア　申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ　申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ　申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ　申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。

オ　申請者が、本件の申請に関し、指定事務に従事する職員に対して、個別に接触する事実が認められたとき。

⑹　市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

⑺　申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、市は申請書類の著作権を無償で使用できることとします。

⑻　申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

14　添付資料

⑴　申請書類等

ア　宮古市公の施設指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　申請資格に係る申立書（様式第４号）

オ　質問書（様式第５号）

⑵　関係資料

ア　宮古市新里学童の家指定管理者業務仕様書（資料１）

イ　宮古市新里学童の家物品リスト（資料２）

ウ　宮古市新里学童の家施設平面図（資料３）

エ　宮古市新里学童の家経費等実績（資料４）

オ　宮古市新里学童の家利用実績（資料５）

カ　宮古市新里学童の家修繕履歴（資料６）

キ　宮古市学童の家条例（資料７）

ク　宮古市学童の家条例施行規則（平成 17 年宮古市規則第 87 号）（資料８）

ケ　宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年宮古市条例第 26 号）（資料９）

様式第１号

宮古市公の施設指定管理者指定申請書

令和　　年　　月　　日

宮古市長　あて

住　　所
申請者　名　　称
代表者の氏名

宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　指定管理者の指定を受けようとする施設の名称
　宮古市新里学童の家
２　指定管理者の指定を受けようとする期間
　令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで
３　提出書類
□　事業計画書（様式第２号）
　□　職員の配置計画
　□　職員の勤務体制
　□　職員の経歴書又は採用予定者名簿若しくは職員採用計画
□　収支予算書（様式第３号）
□　申請資格に係る申立書（様式第４号）
□　法人の登記事項証明書
□　定款若しくは寄附行為
□　直近過去３年の収支損益計算書又はこれに相当する書類
□　直近過去３年の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
□　申請書を提出する日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
□　団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
□　設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かる書類

様式第２号

宮古市新里学童の家指定管理者事業計画書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　申請動機及び施設の現状に対する考え

２　管理運営に関する基本方針

３　指定期間内の主な事業計画

４　事業計画の立案にあたり考慮した点

⑴　住民の平等利用の確保

⑵　施設の設置目的の実現と利用の促進

⑶　サービスの維持及び向上

⑷　効果的かつ効率的な施設管理の実現と管理経費の縮減

⑸　施設管理を行うために必要な物的かつ人的な能力

⑹　個人情報の保護

⑺　安全管理、緊急時の対応方法

⑻　その他

５　業務の具体的な実施内容

⑴　事業の実施に関する業務

⑵　施設及び設備の維持管理等に関する業務

ア　保守管理の方法及び体制

イ　再委託業務に関すること

⑶　その他の附帯業務

６　再委託、物品購入等における市内事業者の活用方針

７　業務の実施体制

⑴　職員配置（組織体制）

⑵　事務分掌

⑶　勤務形態

⑷　雇用・労働条件の確保

ア　申請者の現状

(ｱ)　労働基準法第 32 条に基づく適正な労働時間の確保状況

(ｲ)　労働基準法第 89 条に基づく就業規則の作成状況

(ｳ)　最低賃金法に基づく賃金の状況

イ　指定管理者となった場合の地元雇用の確保に関する考え方

⑸　職員の資質向上（研修体制）

８　その他（強調したい事項など）

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付してください(様式任意)。

様式第３号

収　支　予　算　書

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入の部　　（単位：円）

項　目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計	備考
１　指定管理料（A）	0	0	0	0	0	0	提案価格
２　その他（B）	0	0	0	0	0	0	
(1)						0	
(2)						0	
(3)						0	
合計（A+B）	0	0	0	0	0	0	

２　支出　　（単位：円）

項　目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
１　人件費（A）	0	0	0	0	0	0	
(1)給与						0	
(2)諸手当						0	
(3)賃金						0	
(4)福利厚生費						0	
(5)その他						0	
２　運営費（B）	0	0	0	0	0	0	
(1)報償費						0	
(2)旅費						0	
(3)消耗品費						0	
(4)燃料費						0	
(5)食糧費						0	
(6)印刷製本費						0	
(7)光熱水費						0	
(8)修繕費						0	
(9)通信費						0	
(10)委託料						0	
(11)公租公課						0	
(12)その他						0	
３　事業費（C）	0	0	0	0	0	0	
(1)						0	
(2)						0	
(3)						0	
(4)その他						0	
合計（A+B+C）	0	0	0	0	0	0	

※収入、支出ともに項目別の積算内訳書を添付すること。

様式第３号

収　支　予　算　書

施設名＿＿＿

様式第３号

収　支　予　算　書

施設名＿＿＿

様式第３号

収　支　予　算　書

施設名＿＿＿

様式第３号

収　支　予　算　書

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入の部（令和12年度）　（単位：円）

項　目	金額	算定の基礎
１　指定管理料（Ａ）		
２　その他（Ｂ）	0	
(1)		
(2)		
(3)		
合計（Ａ+Ｂ）	0	

２　支出（令和12年度）　（単位：円）

項　目	金額	算定の基礎
１　人件費（Ａ）	0	
(1)給与		
(2)諸手当		
(3)賃金		
(4)福利厚生費		
(5)その他		
２　運営費（Ｂ）	0	
(1)報償費		
(2)旅費		
(3)消耗品費		
(4)燃料費		
(5)食糧費		
(6)印刷製本費		
(7)光熱水費		
(8)修繕費		
(9)通信費		
(10)委託料		
(11)公租公課		
(12)その他		
３　事業費（Ｃ）	0	
(1)		
(2)		
(3)		
(4)その他		
合計（Ａ+Ｂ+Ｃ）	0	

※収入、支出ともに項目別の積算内訳書を添付すること。

様式第３号

収　支　予　算　書

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入の部（令和13年度）　（単位：円）

項　目	金額	算定の基礎
１　指定管理料（Ａ）		
２　その他（Ｂ）	0	
(1)		
(2)		
(3)		
合計（Ａ+Ｂ）	0	

２　支出（令和13年度）　（単位：円）

項　目	金額	算定の基礎
１　人件費（Ａ）	0	
(1)給与		
(2)諸手当		
(3)賃金		
(4)福利厚生費		
(5)その他		
２　運営費（Ｂ）	0	
(1)報償費		
(2)旅費		
(3)消耗品費		
(4)燃料費		
(5)食糧費		
(6)印刷製本費		
(7)光熱水費		
(8)修繕費		
(9)通信費		
(10)委託料		
(11)公租公課		
(12)その他		
３　事業費（Ｃ）	0	
(1)		
(2)		
(3)		
(4)その他		
合計（Ａ+Ｂ+Ｃ）	0	

※収入、支出ともに項目別の積算内訳書を添付すること。

様式第４号

令和　　年　　月　　日

申 請 資 格 に 係 る 申 立 書

宮 古 市 長 あて

代表者　所　在　地
　　名　　称
　　代表者氏名　　印

宮古市新里学童の家の指定管理者の募集に係る申請資格について、地方自治法施行令第 167 条の４に該当しない旨申し立てます。

様式第７号

令和　　年　　月　　日

質　　問　　書

宮古市新里学童の家指定管理者募集要項等について、次のとおり質問します。

施　設　名	宮古市新里学童の家
団　体　名	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	
質問事項	
質問内容	

※　質問事項は、１問につき本様式を１枚使用し簡潔にまとめてください。

資料１

宮古市新里学童の家指定管理業務仕様書

宮古市新里学童の家（以下「新里学童の家」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書に定めるところによる。

１　管理運営に関する基本方針

新里学童の家の管理運営にあたっては、次の基本方針に沿って行うこと。

⑴　宮古市の公の施設であることを常に念頭に置いて、市民の福祉の増進に努め、公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。

⑵　施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう適切な管理運営を行うこと。

⑶　サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。

⑷　利用者の声を常に把握し、施設利用の満足度の向上に努めること。

⑸　常に利用者の安全に注意を払い、災害等の緊急対応の体制を整えておくこと。

⑹　個人情報を取り扱う業務をすべて把握し、個人情報の保護を徹底すること。

⑺　ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した管理運営を行うこと。

２　指定管理業務の内容等

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

⑴　宮古市学童の家条例（平成 17 年宮古市条例第 98 号）第９条に規定する学童の家事業

学童の家事業に関する業務は、次のとおりとする。いずれも法令その他要領等を基本として実施するものとする。

ア　学童保育（小学１年生から６年生までの児童）

(ｱ) 入館許可申請書及び入館解除申請書等を受け付け、速やかに市に送付すること。

(ｲ) 児童台帳を整備すること。

(ｳ) 管理日誌を整備すること。

(ｴ) 出欠簿を整備すること。

(ｵ) 感染症予防を徹底すること。

イ　年間行事

指定管理者は、以下の年間行事を実施するものとする。なお、市は、指定管理者が臨時的行事を自ら企画し実施することを妨げないものとする。

開催月	年間行事名
４月	入館式
３月	修了式
毎月	誕生会、避難訓練

⑵　施設及び設備等の維持管理に関する業務

施設及び設備の維持管理に関する業務は、次のとおりとする。なお、法令の規定により点検が義務付けられている業務、専門業者でなければ遂行が困難な業務等については、市と事前協議を実施した上で、第三者に委託できる。

ア　保守点検等に関すること

(ｱ)　消防用設備保守点検（自動火災報知機、消火器、誘導灯）

(ｲ)　清掃業務

(ｳ)　浄化槽法定測定業務

イ　施設及び設備の修繕等に関すること

施設及び設備について、修繕等を行わなければならない場合は、利用に支障が生じることがないよう速やかに実施すること。また、修繕等を行うにあたっては、緊急の場合を除き、事前に市の承認を得ること。

なお、修繕等に要する費用は、「６　指定管理者と市とのリスク分担」のとおりとする。

⑶　物品の管理に関する業務

新里学童の家の運営に必要な物品（資料２）は、市が無償で貸与する。

指定管理者は、善良な管理者の注意をもって使用し、指定管理期間が終了したときは、原状回復し、市に返却するものとする。

なお、貸与物品が経年劣化等により業務の用に供することができなくなったときは、協議のうえ、市の負担により当該物品を購入又は調達するものとする。

また、指定管理者の故意又は過失により貸与物品をき損、滅失したときは、協議のうえ、指定管理者の負担により当該物品を購入又は調達するものとする。

⑷　防災管理に関する業務

ア　天災及び事故等の発生に備え、「宮古市地域防災計画」に基づき施設の防災に関する計画を定め、必要な人員配置を行うとともに、日頃から訓練を行い、利用者、職員の安全の確保に努めること。

イ　避難誘導訓練は、緊急時に利用者を安全迅速に避難誘導できるよう、毎月実施するとともに、火災、地震、停電時の避難誘導マニュアルを整備して非常時に備えること。

ウ　災害等の緊急事態が発生した場合には、的確に利用者の避難誘導を行うとともに、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとり、直ちに市に報告すること。

⑸　利用者の安全確保に関する業務

利用者の安全を確保するため、施設の日常的点検に努めるとともに、防犯対策についてのマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

３　指定管理に付随する業務

⑴　事業計画

指定管理者は、協定で定めるところにより、年度ごとに業務の実施に係る計画書を前の年度の２月末日までに市に提出し、確認を受けるものとする。

⑵　事業報告

ア　指定管理者は、協定で定めるところにより、毎年度終了後１月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとする。なお、指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定が取り消された日から 30 日以内に、市に対し、事業報告書を提出するものとする。

(ｱ) 管理業務の実施状況

(ｲ) 利用状況

(ｳ) 管理に係る経費の収支状況

イ　指定管理者は、協定で定めるところにより、四半期ごとに、事業の実施状況、利用状況をまとめた管理業務実施報告書を作成し、毎四半期最終月の翌月 10 日までに市に報告するものとする。

ウ　指定管理者は、業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、毎年度の決算が確定した時点で速やかに団体の損益計算書又は貸借対照表等、経営状況が確認できる書類を市に提出するものとする。

⑶　広報業務

指定管理者は、施設のＰＲや情報提供のため、市と連携し、入館児童向けリーフレットの作成、ホームページの開設（更新）、広報みやこへの掲載を行うように努めるものとする。

⑷　指定管理者による自己評価等

指定管理者は、新里学童の家の効果的・効率的な管理及びサービス向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、自己評価を行い、その報告書を事業報告書と併せて提出するものとする。

なお、指定管理者は、毎年度１回以上アンケート等の実施により利用者の評価を受け、当該評価の結果について前項の自己評価に係る報告書に記載するものとする。

⑸　利用者等の要望、苦情等への対応

施設の管理に関して利用者その他の市民からの要望、苦情等は、指定管理者において迅速かつ適切に対応し、随時市に報告するものとする。

また、要望、苦情等のうち、市が対応する必要があると認められる場合は、指定管理者に報告を求め、状況を調査し、必要な指示を行うものとする。

⑹　市及び関係機関との連絡調整

ア　市との連絡調整

指定管理業務は、協定書に基づき実施するものであるが、協定書に定めのない事項及び協定書の解釈に相違がある場合などについては、市と協議のうえ、これを決定するものとする。

また、施設の管理運営に係る規程、マニュアル等を新たに作成する場合は、条例等の範囲内で定める必要があることから、事前に市と協議を行うものとする。

イ　関係機関との連絡調整

指定管理業務は、関係機関と良好な関係を維持し、必要に応じて連絡調整を行うこと。

⑺　指定管理業務の引継ぎ

指定管理者の交代により当該業務の引継ぎを行う場合には、指定管理者は指定期間満了の日までに必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務の引継ぎを行うものとする。この場合において、新旧の指定管理者は、業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを市に提出するものとする。

4　管理の基準等

⑴　開館時間

ア　学校の授業日　授業終了時から午後６時 30 分まで

イ　学校の休業日　午前７時 30 分から午後６時 30 分まで

⑵　休館日

ア　日曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ　１月２日及び同月３日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

※休館日の変更は、市長の承認を要する

⑶　入館対象者

ア　当該児童の在学する学校の授業終了後及び、夏季、冬季等の休業日において、保護者及び同居の親族の労働又は疾病等の事由により保護を受けることができない児童

イ　宮古市立新里小学校に在学する児童

ウ　上記の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者については、入館させることができる

⑷　使用料

ア　小学校又は特別支援学校の小学部の第１学年に在学する児童の保護者　児童１人につき月額 6,000 円

イ　その他の学年に在学する児童の保護者　児童１人につき月額 4,000 円

ウ　利用月の途中において入館又は入館の解除をした場合における当該利用月の使用料の額は、使用料月額を 25 で除して得た額に、当該利用月における在館の日数（休館に係る日数を除く。在館の日数が 25 日を超える場合には、25 日）を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）とする。

⑸　使用料の減額

ア　生活保護世帯の場合　全額減額

イ　母子又は父子世帯の場合で入館児童が１人のときは５割減額

ウ　母子又は父子世帯の場合で入館児童が２人以上のときは、１人目及び２人目は５割減額、３人目以降は全額減額

エ　入館児童が２人以上の世帯の場合（前号に掲げる場合を除く。）　２人目は５割減額、３人目以降は全額減額

オ　その他市長が特に必要と認めた場合は市長の定める額

⑹　法令等の遵守

指定管理者は、本仕様書のほか、次の関連する法令等を遵守すること。

ア　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

イ　宮古市学童の家条例

ウ　宮古市学童の家条例施行規則（平成 17 年宮古市規則第 87 号）

エ　宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 220 号）

オ　宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 18 年宮古市規則第３号）

カ　消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

キ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

ク　宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年宮古市条例第 26 号）

⑺　個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、指定管理者は次の義務が課されていることに留意すること。

ア　個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

イ　個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報保護ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、刑事罰の対象となること。

⑻　情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、宮古市情報公開条例（平成 17 年宮古市条例第 11 号）に準じて適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウに関わる部分及び指定管理者の不利益となるおそれのある部分を除き、情報公開する場合がある。

⑼　環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、宮古市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 116 号）に基づき、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等による廃棄物の減量及び適正な処理を推進し、生活環境の清潔を保持することにより公衆衛生の向上を図るための措置を講ずること。

また、宮古市環境の保全及び創造に関する条例（平成 18 年宮古市条例第 20 号）に基づき、環境の保全のための措置を講ずること。

5　管理体制

⑴　職員配置等

ア　新里学童の家の職員は３名以上を配置すること。また、同職員の中から館長を１名配置することとする。

イ　防火管理者など法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置すること。

ウ　雇用形態、就業形態、勤務体制等を工夫し、効率的な組織とすること。

エ　職員は、できる限り市内に住所を有する者を採用すること。

⑵　職員の資格

職員は、宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条の規定に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、職員のうち１名を同条第３項の規定に基づく「補助員」として配置する場合、その１名についてはこの限りではない。

⑶　研修等

職員の資質向上を図るため、保育技術、安全管理、個人情報保護、接遇等に係る研修を実施（受講）するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

6　指定管理者と市とのリスク分担

指定管理者と市とのリスク分担は、原則として次表のとおりとする。なお、疑義のある事項又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議のうえ、協定を締結するまでの間に決定することとする。

種類	内容	負担	
		市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項	
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト	業務引継ぎに要する費用の負担		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
光熱水費の単価変動	光熱水費の単価の変動に伴う費用の負担		○ （※基準内）
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
周辺地域住民対応	指定管理業務における地域との調和及び連携に関すること		○
	上記以外の事項	協議事項	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等	１件５万円を超えるものは市、１件５万円以下のものは指定管理者	
債務不履行	施設管理者(市)による協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○

※過去３年度の平均を基準額とし、基準額の 10%以上を超える場合は、協議事項とする。

7　保険及び損害賠償の取扱い

指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入する「学童保

育事業保険」の対象となる。ただし、当該保険の賠償責任を超えることが想定される業務がある場合は、指定管理者が独自に保険に加入すること。

また、施設内での自主事業等、指定管理者が独自に行う事業については対象外となることから、その規模等に応じ、想定される賠償責任に見合った保険に加入すること。

なお、市が加入する保険内容は、次のとおりである。

⑴　保険名称　学童保育事業保険

⑵　保険金額（限度額）

ア　身体保障　　１名につき　　１億円
　　１事故につき　５億円

イ　財物保障　　１事故につき　100 万円

ウ　免責金額　　１事故につき　1,000 円

8　業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告すること。その場合の措置については、次のとおりとする。

⑴　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の実施を求めることができる。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑵　指定が取り消された場合等の賠償

市が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

⑶　不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者とは、業務継続の可否について協議するものとする。

9　原状回復義務等

指定管理者は、指定管理の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、直ちに施設又は設備を原状に回復しなければならない。

10　協定の締結

⑴　市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき指定期間全体の基本協定を締結する。

⑵　市と指定管理者は、基本協定のほか、各事業年度の業務実施に係る年度協定を締結する。

⑶　業務の前提条件若しくは内容を変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者の協議により基本協定の規定を変更することができる。

⑷　基本協定及び年度協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は特別の定めのない事項については、市及び指定管理者が協議のうえ、これを定めるものとする。

11　その他

本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、市と別途協議し決定するものとする。

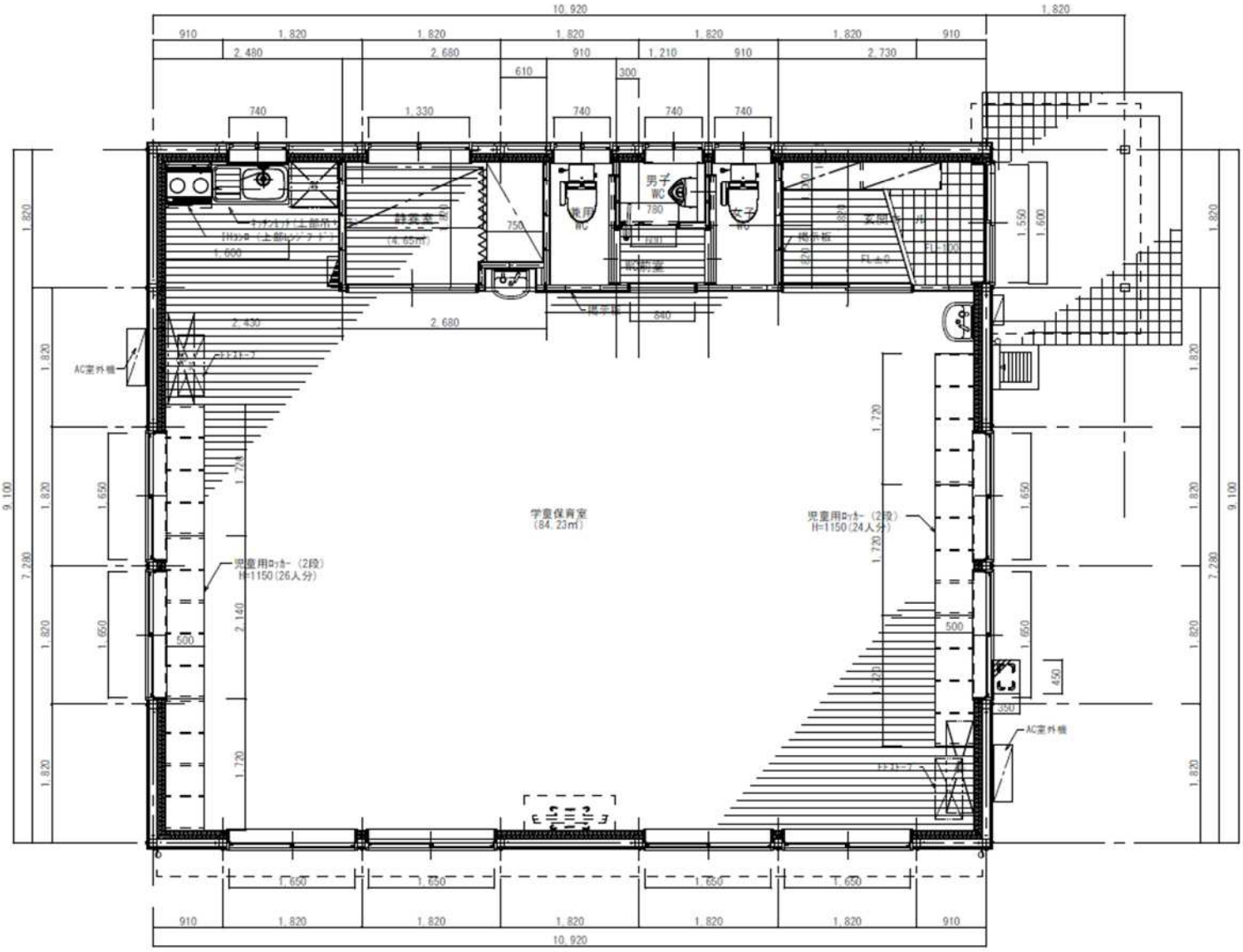
資料２

物品リスト

品　名	規　格	数　量
業務用空気清浄機	FU-M1400-W	1

資料３

宮古市新里学童の家施設平面図



資料４

宮古市新里学童の家経費等実績（過去３ヵ年）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１　人件費	5,769,000 円	5,906,000 円	6,554,000 円
配分金	5,769,000 円	5,906,000 円	5,300,000 円
臨時雇用金	0 円	0 円	1,245,000 円
法定福利費	0 円	0 円	9,000 円
２　管理運営費	3,401,000 円	3,406,000 円	2,857,000 円
旅費交通費	54,000 円	5,000 円	0 円
通信運搬費	45,000 円	67,000 円	57,000 円
什器備品費	30,000 円	99,000 円	0 円
消耗品費	244,000 円	246,000 円	469,000 円
修繕費	0 円	0 円	44,000 円
光熱水費	90,000 円	78,000 円	75,000 円
賃借料	7,000 円	12,000 円	14,000 円
委託費	95,000 円	158,000 円	272,000 円
支払手数料	0 円	1,000 円	0 円
賠費	480,000 円	484,000 円	607,000 円
事務費	2,349,000 円	2,239,000 円	1,309,000 円
支払負担金	7,000 円	17,000 円	10,000 円
合計	**9,170,000 円**	**9,312,000 円**	**9,411,000 円**

※経費は、障がい児対応職員加配を含む金額である。

資料５

宮古市新里学童の家の利用実績（利用人数）

月	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	利用人数	利用人数	利用人数
４月	40 人	27 人	24 人
５月	37 人	23 人	23 人
６月	37 人	23 人	23 人
７月	37 人	23 人	24 人
８月	39 人	25 人	24 人
９月	36 人	22 人	23 人
10 月	33 人	22 人	21 人
11 月	31 人	22 人	21 人
12 月	30 人	22 人	23 人
１月	31 人	25 人	22 人
２月	30 人	22 人	20 人
３月	31 人	20 人	23 人

宮古市新里学童の家修繕履歴

□　令和５年度

宮古市（こども家庭センター）発注分	
発注名（修繕名）	金額
なし	

指定管理者（シルバー人材センター）発注分	
発注名（修繕名）	金額
なし	

令和６年度

宮古市（こども家庭センター）発注分	
発注名（修繕名）	金額
新里学童の家開口部改修工事	837,500 円

指定管理者（シルバー人材センター）発注分	
発注名（修繕名）	金額
なし	

□　令和７年度

宮古市（こども家庭センター）発注分	
発注名（修繕名）	金額
なし	

指定管理者（シルバー人材センター）発注分	
発注名（修繕名）	金額
雨樋の修繕作業	44,000 円

資料７

○宮古市学童の家条例

平成１７年６月６日
条例第９８号

（設置）

第１条　学習及び遊びの指導を通じて日日保護に欠ける児童の健全な育成を図るため、宮古市学童の家（以下「学童の家」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　学童の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古市宮古学童の家	宮古市横町 5 番 1 号
宮古市千徳学童の家	宮古市西ヶ丘一丁目 2 番 1 号
宮古市山口学童の家	宮古市鴨崎町 3 番 25 号
宮古市鍬ヶ崎学童の家	宮古市熊野町 6 番 33 号
宮古市磯鶏学童の家	宮古市上村二丁目 4 番 1 号
宮古市崎山学童の家	宮古市崎山第 3 地割 2 番地
宮古市花輪学童の家	宮古市花輪第 4 地割 26 番地
宮古市津軽石学童の家	宮古市津軽石第 4 地割 82 番地
宮古市田老学童の家	宮古市田老字館が森 3 番地
宮古市宮古養護学童の家	宮古市崎山第 5 地割 88 番地
宮古市新里学童の家	宮古市刈屋第 11 地割 53 番地 3

（平１７条例２２６・平１８条例４８・平１８条例５０・平２４条例１・平２７条例３４・平２９条例６・令元条例３３・令３条例２８・一部改正）

（入館対象者）

第３条　学童の家に入館することができる児童は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

(1)　当該児童の在学する学校の授業終了後及び夏季、冬季等の休業日において、親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に児童を監護する者（以下「保護者」という。）の労働又は疾病等の事由により保護を受けることができない児童

(2)　規則で定める学校に在学する児童

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める者については、入館させることができる。

（平２６条例３３・一部改正）

（入館の許可）

第４条　児童を学童の家に入館させようとする保護者は、市長の許可を受けなければならない。

（入館の解除及び停止）

第５条　学童の家に入館した児童（以下「入館児童」という。）が次の各号のいずれ

かに該当するときは、市長は、その入館を解除又は停止する。

(1)　入館の事由が消滅したとき。

(2)　この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(3)　市長が特に必要があると認めたとき。

（使用料）

第６条　入館児童の保護者は、次に定める使用料を利用した月（以下「利用月」という。）の末日までに納付しなければならない。

(1)　小学校又は特別支援学校の小学部の第１学年に在学する児童の保護者　児童１人につき月額６，０００円

(2)　その他の学年に在学する児童の保護者　児童１人につき月額４，０００円

２　前項の規定にかかわらず、利用月の途中において入館又は入館の解除をした場合における当該利用月の使用料の額は、使用料月額を２５で除して得た額に、当該利用月における在館の日数（休館に係る日数を除く。在館の日数が２５日を超える場合は、２５日）を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（平１７条例２２６・旧第１３条繰上、平２４条例１・一部改正）

（使用料の減免）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額の使用料を減額又は免除することができる。

(1)　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている世帯の場合　全額

(2)　母子又は父子世帯の場合

ア　入館児童が１人のとき　５割の額

イ　入館児童が２人以上のとき。

（ア）　１人目及び２人目　５割の額

（イ）　３人目以降　全額

(3)　入館児童が２人以上の世帯の場合（前号に掲げる場合を除く。）

ア　２人目　５割の額

イ　３人目以降　全額

(4)　その他市長が特に必要と認めた場合　市長の定める額

（平１７条例２２６・旧第１４条繰上）

（管理）

第８条　学童の家の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年宮古市条例第２２０号。以下「手続条例」という。）第２条の申請がなかったとき若しくは申請はあっても手続条例第３条第１項に規定する選定基準を満たすものがない等の理由により指定管理者

の指定ができなかったとき又は手続条例第６条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間若しくは同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じている間は、この限りでない。

（平１７条例２２６・追加）

（指定管理者の業務）

第９条　前条本文の規定により指定管理者に学童の家の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　第１条に規定する学童の家の設置の趣旨に資する事業の実施に関すること。

(2)　第３条第２項及び第４条の入館の許可に関すること。

(3)　第５条の入館の解除及び停止に関すること。

(4)　学童の家の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5)　学童の家の清潔の保持その他環境整備に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

２　前項の場合における第３条第２項、第４条及び第５条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平１７条例２２６・追加）

（管理の基準）

第１０条　指定管理者は、市長の承認なく規則で定める学童の家の休館日及び開館時間を変更してはならない。

２　指定管理者は、学童の家の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

（平１７条例２２６・追加）

（補則）

第１１条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

（平１７条例２２６・旧第１５条繰上）

附　則

１　この条例は、平成１７年６月６日から施行する。

２　この条例の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市学童の家条例（昭和５５年宮古市条例第９号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１７年１２月２８日条例第２２６号）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にこの条例による改正前の宮古市学童の家条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の宮古市学童の家条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附　則（平成１８年１２月１５日条例第４８号）

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成１９年規則第１号で平成１９年２月５日から施行）

附　則（平成１８年１２月２８日条例第５０号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年２月２４日条例第１号）

この条例の規定中表の１の項の改正部分は公布の日から、表の２の項の改正部分は平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月１８日条例第３３号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

附　則（平成２７年１０月２３日条例第３４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月８日条例第６号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２７日条例第３３号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１０月１２日条例第２８号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

資料８

○宮古市学童の家条例施行規則

平成１７年６月６日
規則第８７号

（趣旨）

第１条　この規則は、宮古市学童の家条例（平成１７年宮古市条例第９８号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第２条　宮古市学童の家（以下「学童の家」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるとき、又は条例第８条本文の規定により指定管理者に管理を行わせる学童の家にあっては、指定管理者が必要があると認めて市長の承認を得たときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

(1)　毎週日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　１２月２９日から同月３１日まで並びに１月２日及び同月３日

（平２８規則２１・一部改正）

（開館時間）

第３条　学童の家の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるとき、又は条例第８条本文の規定により指定管理者に管理を行わせる学童の家にあっては、指定管理者が必要があると認めて市長の承認を得たときは、開館時間を変更することができる。

(1)　学校の授業日　授業終了時から午後６時３０分まで

(2)　学校の休業日　午前７時３０分から午後６時３０分まで

（平２８規則２１・一部改正）

（入館の対象となる学校）

第４条　条例第３条第１項第２号の規則で定める学校は、次の表の左欄に掲げる学童の家の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学校とする。

学童の家の名称	対象となる学校
宮古市宮古学童の家	宮古市立宮古小学校
宮古市千徳学童の家	宮古市立千徳小学校
宮古市山口学童の家	宮古市立山口小学校
宮古市鍬ヶ崎学童の家	宮古市立鍬ヶ崎小学校
宮古市磯鶏学童の家	宮古市立磯鶏小学校
宮古市崎山学童の家	宮古市立崎山小学校
宮古市花輪学童の家	宮古市立花輪小学校
宮古市津軽石学童の家	宮古市立津軽石小学校
宮古市田老学童の家	宮古市立田老第一小学校
宮古市宮古養護学童の家	岩手県立宮古恵風支援学校
宮古市新里学童の家	宮古市立新里小学校

（平１８規則７・平１８規則７８・平２２規則２３・平２４規則２・平２８規則２１・

令元規則２５・令３規則２１・一部改正）

（許可の申請）

第５条　条例第４条の規定による許可を受けようとする者は、宮古市学童の家入館許可申請書（様式第１号）に家庭状況書（様式第２号）を添えて福祉事務所長（条例第８条本文の規定により指定管理者に管理を行わせる学童の家にあっては、指定管理者。次条及び第７条において同じ。）に提出しなければならない。

（平１８規則７・全改、平２８規則２１・一部改正）

（許可書の交付）

第６条　福祉事務所長は、条例第４条の規定による入館を許可したときは、宮古市学童の家入館許可通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（平１８規則７・一部改正）

（解除等の通知）

第７条　福祉事務所長は、条例第５条の規定により入館を解除又は停止したときは、宮古市学童の家入館解除（停止）通知書（様式第４号）を交付するものとする。

（平１８規則７・一部改正）

（福祉事務所長への通知）

第８条　条例第８条本文の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第５条の申請書の提出があったときは、指定管理者は、当該申請書の提出があったことを福祉事務所長に通知しなければならない。

２　前項の場合において、条例第４条の規定による入館の許可又は条例第５条の規定による入館の解除若しくは停止の処分を行った場合は、指定管理者は、当該処分を行ったことを福祉事務所長に通知しなければならない。

（平１８規則７・全改、平２８規則２１・一部改正）

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平１８規則７・旧第１０条繰下）

附　則

１　この規則は、平成１７年６月６日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市学童の家条例施行規則（昭和５５年宮古市規則第５号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年３月３１日規則第７号）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前にこの規則による改正前の宮古市学童の家条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宮古市学童の家条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成１８年１２月２８日規則第７８号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月７日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年３月７日規則第２号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日規則第２１号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、表の１の項の改正部分は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規則第３０号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２７日規則第２５号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１０月１２日規則第２１号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

宮古市学童の家入館許可申請書

年　　月　　日

あて

(町内名　　)
保護者住所　宮古市
氏　　名
電話(　　局　　番)

学童の家への入館について次のとおり申請します。

区　分		氏　名	入館児童との続柄	性　別	生年月日	勤務先・学校名・学年・病状など
入館児童の家庭の状況	ふりがな 入館児童		(　　) 本　人	男・女	(　　歳) 年　月　日	
	入館児童の世帯員		父		(　　歳) 年　月　日	
			母		(　　歳) 年　月　日	
				男・女	(　　歳) 年　月　日	
				男・女	(　　歳) 年　月　日	
				男・女	(　　歳) 年　月　日	
				男・女	(　　歳) 年　月　日	
				男・女	(　　歳) 年　月　日	
				男・女	(　　歳) 年　月　日	
入館を希望する期間			年　月　日から　年　月　日			

入館を必要とする理由		入館を希望する学童の家名	
		生活保護の状況	受けていない。 受けている。 年　月　日開始

様式第2号(第5条関係)

家　庭　状　況　書

<table>
<tr><td colspan="2">児　童　名</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者又は同居の親族</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">保護者・同居の親族の状況（該当する事項のみ記入）</td><td rowspan="8">1 常勤
2 パート
3 自宅外自営
4 自宅内自営
5 就職内定
6 農業
7 漁業
8 その他（　　）</td><td>勤務先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先所在</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務時間</td><td colspan="3">午前　時　分～午後　時　分</td></tr>
<tr><td>稼働日数</td><td colspan="3">1月平均　　日間</td></tr>
<tr><td>仕事の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td>病気</td><td colspan="4">1 病名
2 入院、通院の別　入院・通院（　年　月　日から）
3 通院の場合、通院に要する時間及び月平均の通院日数　時間　　時間　月平均通院日数　　日</td></tr>
<tr><td></td><td>身障</td><td colspan="4">種　級</td></tr>
<tr><td></td><td>出産</td><td colspan="4">年　月　日　出産予定
出　産</td></tr>
<tr><td></td><td>その他児童を保護することができない状況</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　保護者(親権を行う者(父母)、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者)及び同居の親族のそれぞれにつき個別に記載してください。

様式第3号(第6条関係)

年　　月　　日

様

印

宮古市学童の家入館許可通知書

学童の家への入館について次のとおり許可します。

入館する児童の氏名	生年月日	入館の期間	利用料の月額
	年　月　日	年　月　日から　年　月　日	円
	年　月　日	年　月　日から　年　月　日	円
	年　月　日	年　月　日から　年　月　日	円
	年　月　日	年　月　日から　年　月　日	円
	年　月　日	年　月　日から　年　月　日	円
計			円

入館する学童の家の名称	

備考1　利用料は、学童の家利用料納付書により、利用した月の末日までに納付してください。なお、利用料について変更のあった場合はその旨通知いたします。

2　学童の家入館申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届出てください。

(行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による教示をすること。)

様式第4号(第7条関係)

年　　月　　日

様

印

宮古市学童の家入館解除(停止)通知書

次の児童について入館を解除(停止)します。

入館児童氏名及び生年月日	氏　　名 生年月日　　年　　月　　日生
入館学童の家名	
入館解除(停止)年月日	年　　月　　日
入館解除(停止)理由	
(行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による教示をすること。)	

様式第１号（第５条関係）

（平１８規則７・令４規則１４・一部改正）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第６条関係）

（平１８規則７・平２８規則３０・一部改正）

様式第４号（第７条関係）

（平１８規則７・平２８規則３０・一部改正）

資料９

○宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成２６年１０月１５日
条例第２６号

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（最低基準の目的）

第２条　放課後児童健全育成事業（法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第３条　市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第４条　放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上並びに基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

５　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第６条　放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時に必要な

設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（令５条例９・追加）

（自動車を運行する場合の利用者の所在の確認）

第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（令５条例９・追加）

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第７条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第８条　放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持並びに向上に努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第９条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上でなければならない。

３　専用区画並びに第１項の設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第１０条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

２　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)　保育士の資格を有する者

(2)　社会福祉士の資格を有する者

(3)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

(4)　教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状を有する者

(5)　学校教育法第１条に規定する大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）

(6)　学校教育法第１条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

(7)　学校教育法第９７条に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8)　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9)　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10)　放課後児童健全育成事業に５年以上従事した者であって、市長が適当と認めたもの

３　前項の放課後児童支援員の数は、次項に規定する支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について当該放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

４　支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下とする。

５　放課後児童支援員及び補助員は、前項に規定する支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が２０人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（平３１条例５・令元条例３・令２条例３３・一部改正）

（利用者の平等な取扱い）

第１１条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第１２条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（令５条例９・追加）

（衛生管理等）

第１３条　放課後児童健全育成事業者は、利用者が使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒の発生を予防し、そのまん延を防止するために、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（令５条例９・一部改正）

（運営規程）

第１４条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針
(2)　職員の職種、員数及び職務の内容
(3)　開所している日及び時間
(4)　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
(5)　利用定員
(6)　通常の事業の実施地域
(7)　事業の利用に当たっての留意事項
(8)　緊急時等における対応方法
(9)　非常災害対策
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項
(11)　前各号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成事業の運営に関する重要事項

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

第１５条　放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかに

する帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１６条　放課後児童健全育成事業者及び当該放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１７条　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が行う同法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第１８条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1)　小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき８時間

(2)　小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき３時間

２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、１年につき２５０日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）

第１９条　放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第２０条　放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第２１条　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附　則

１　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

２　この条例の施行の日から令和２年３月３１日までの間、第１０条第２項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和２年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

（令元条例３・一部改正）

３　第９条第２項及び第１０条第４項の規定は、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、当分の間、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に当該放課後児童健全育成事業所の建物が増築又は改築された場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。

附　則（平成３１年３月８日条例第５号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月２４日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年６月２２日条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日条例第９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。